

# 建設水道常任委員会

令和4年6月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎横田 敏文	溝部 真紀子	齋藤 文夫
中川 靖広	木澤 正男	
伴 議 長		

## 2. 欠席委員

井上 卓也

## 3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都 市 建 設 部 長	上 田 俊 雄
建 設 農 林 課 長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田 中 弘 二
同 課 長 補 佐	平本 吉男	都 市 創 生 課 長	福 居 哲 也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 係 長	菅 田 修 久
上 下 水 道 課 長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	上 田 和 弘

## 4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐 谷 容 子	同 係 長	吉 川 也 子
-------------	---------	-------	---------

## 5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員、中川委員

委員長

おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、井上委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に齋藤委員、中川委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず、1. 付託議案、（1）議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道  
課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案（1）議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上下水道  
課長

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、住民生活や経済活動を引き続き支援するため、水道自主財源と国の交付金を活用し、水道料金の基本料金を7月分から12月分まで免除することを実施することから、それに伴います給水収益の減額と一般会計からの補助金の受け入れ及び役

場等業務継続のための感染対策の観点から、国の交付金を活用し会議室等に空気清浄機を設置することとなりましたことから、それらについて、予算を補正するものでございます。

それでは、補正予算書3ページをご覧ください。予算に関する説明書の実施計画に基づきまして、ご説明申しあげます。

初めに、収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目 給水収益、第1節 水道料金であります。先ほど申しあげました給水収益の免除にかかるものとして6,780万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 営業外収益、第4目 他会計補助金、第1節 他会計補助金であります。先ほど申しあげました補助金の受け入れに伴いまして3,462万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、支出、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第4目 総係費、第6節 備用品費であります。先ほど申しあげました空気清浄機設置にかかる費用として72万4千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

上下水道  
課長

以上、議案第29号 令和4年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきますが、関連事業といたしまして、3. 各課報告事項

(1) 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてと重複する部分もございしますが、水道料金における基本料金の免除を受けることができない地域、平群町で給水を受けている龍田北6丁目にお住いの方につきまして、平群町において3か月分免除されますことから、残り3か月分につきまして、斑鳩町水道料金相当額補助金、対象件数20件、6万6千円の増額補正をお願いするものであります。

以上、議案第29号と合わせての説明となりますが、何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 コロナの支援策として実施していただくのは結構なことだというふうに思っています。ちょっと気になったんですけど、半分一般会計からの繰り入れという形での執行っていうんですかね、前回もそうですか。

上下水道課長 前回につきましては、1回目につきましては自主財源と臨時交付金につきましてやっております。減免期間は、今回と同様に3か月と予定されていることから、その他を交付金で補充するといったことでされております。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 令和2年度に行っております、8か月やっております、その内2か月が自主財源、水道事業会計で持ちまして、残り6か月については新型コロナ臨時交付金を充当という形で前回はやっております。

木澤委員 今回こちらの一般会計のほうを見せていただきますと、国からの臨時交付金も全部使っているいろいろな策をしておられるという関係で、今回は水道からの半分ということで考えはったということで理解してよろしいですか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 木澤委員おっしゃいましたように、資料を見ていただきましたら、1億あまりの財政調整基金を取り崩しながら、対応してまいりたいことから、水道のほうでもいくばくかの地方財源のほうで対応させていただくと、そういった形で予算を編成したところでございます。以上です。

委員長 ほかにございますか。  
伴議長。

議長 前回やっていただいたやつ、ポストに入れてくれはる伝票をゆっくり見ればわかるんですけど、広報でも言ってくれてはりますけど、やはり実感がわかないといいますか、非常にええことやってくれてはるねんけど、そういう部分がありまして、やはりこういう形で斑鳩町は考えているという感じをうまく広報していただきたいなという、せっかくですんで、値打ちといいますか、なんかわからんままに終わってしまっているといいますか、そういうような感じがあつて、どうも伝票だけ見てて、じつと僕もここで説明受けているから、ああこれやねんという感じでわかりますけど、もうちょっとわかりやすうにちょっとお願いしたいと思いますんで、それだけちょっと要望しておきます。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただいま、議長のほうから、ご要望いただきました件につきましては、町広報紙において、またこれだけではなくて、後ほど説明させていただきます8つの事業も取り組んだ中で、町広報紙で、巻頭のほうで広報させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。  
福居都市創生課長。

都市創生  
課長

おはようございます。それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて報告させていただきます。

はじめに、五百井・興留区間の状況についてです。今年度実施の改良工事につきまして、奈良国道事務所にて入札が5月31日に実施されており、昨日時点で、落札者決定手続きを進めているところであります。なお、工事着手は11月以降であり、事前に工事説明会を実施される予定と聞いております。

次に、事業促進にかかる要望活動につきましては、6月下旬から、国及び県に対しまして、令和5年度政府予算編成に関する要望活動を行っていく予定としております。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員

11月から工事着手予定という、具体的な内容、どこからどこまでこういう工事を進めるというのはわかるかな。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生  
課長

現在の予定としましては、小吉田の交差点からイツボ川の手前ぐらいまでの約500mを予定しておりまして、工事内容につきましては、地盤改良工と擁壁工、カルバート工等を予定しております。以上です。

委員長 ほかにございますか。  
木澤委員。

木澤委員 工事の事前説明会ですけども、対象はどういうところになるんでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 先ほど申しあげました小吉田交差点からイツボ川の手前を工事区間としておりますので、その関連する自治会等になっております。関連する隣接者を含みます。以上です。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、3. 各課報告事項を議題といたします。  
(1) 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、(1) 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、都市建設部が所管する内容についてご説明申しあげます。  
はじめに、本補正予算に計上した、新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策についてです。恐れ入りますが、資料1 令和4年度 新型コロナウイルス感染症に対する斑鳩町独自の支援策(6月補正分)をご覧ください。本支援策は、新型コロナウイルス感染症による住民生活や経済への影響が長引くなか、原油価格や物価が高騰し、日常生活や事業活動にさらなる影響を及ぼしていることから、住民の生活を守るため、住民生活への支援、自宅療養

者等への支援、役場等業務継続のための感染症対策の観点から、町独自の支援策に取り組むものです。

1の取り組みの内容についてです。都市建設部が所管する取り組みですが、(1)の(仮称)斑鳩町生活応援券の発行として、町民生活を応援し、地域経済の回復につなげるために、町内の店舗で利用できる、町民1人あたり5千円分を、また、中学生以下の子ども及び65歳以上の高齢者に1人あたり2,500円分を上乗せする(仮称)生活応援券を配布するもので、事業費は、1億8,203万1千円となっております。発行金額は、額面500円券で500円の買い物で、生活応援券を1枚利用可能となっております。また、一般は、すべての参加店舗で使用できる共通券が6枚、フランチャイズ店等以外で使用できる限定券が4枚の合計10枚、5千円分を、子ども、高齢者は、共通券が9枚、限定券が6枚の合計15枚、7,500円を配布します。利用期間は、令和4年8月下旬から令和5年1月上旬を予定しており、各世帯に郵送で配布いたします。

次に、(2)の水道料金(基本料金)の免除として、すべての世帯、すべての事業所の水道料金(基本料金)を6か月分免除するもので、事業費は、6,786万6千円となっております。

2ページにお移りいただきまして、免除期間は、令和4年7月分以降の6か月分となっております。また、平群町から給水を受けている龍田北6丁目地区にお住まいの皆さまには、平群町において3か月分が支援されることから、残り3か月分を補助いたします。免除申請等の手続きは不要ですが、平群町から給水を受けている方は、補助金の交付申請が必要となっております。

3ページをお願いいたします。(7)の文化振興財団感染症対策の支援として、いかるがホールの施設運営にかかる継続的な感染症対策をはじめ、ウィズコロナ時代対応として、利用者が安心できる環境整備等にかかる費用を支援するもので、事業費は400万円となっております。

次に、(8)の役場等業務継続のための感染症対策として、職員が業務を行うにあたり、必要となる対面での会議等を再開、維持していくため、役場庁舎などの会議室等における感染症対策を強化することを目的に、空気清浄機を購入するもので、水道庁舎に設置いたします。



続きまして、本補正予算の内容について、ご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の9ページをお願いいたします。歳出予算の補正であります。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第6目 企画費で、文化振興財団感染症対策の支援として400万円の増額をお願いするものであります。

10ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、水道料金（基本料金）の免除として、一般会計から水道事業会計に3か月分の財源を支援するとともに、業務継続のための感染症対策として空気清浄機を購入する費用を補助することから、水道事業会計補助金3,462万4千円の増額、平群町から給水を受けている住民に対し、本町が実施する水道基本料金の免除相当額を補助することから、水道基本料金相当額補助金6万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、11ページにかけての第2目 商工業振興費で、（仮称）斑鳩町生活応援券の発行として、事務費で、第10節 需用費、第11節 役務費、第12節 委託料をあわせて715万6千円、また、（仮称）生活応援券の換金分の補助金として、第18節 負担金補助及び交付金で1億7,487万5千円の増額をお願いするものであります。

以上、議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、都市建設部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 この空気清浄機の購入にあたっては入札されましたか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 予定価格もございますことから入札を現時点では予定しているところです。

委員長 ほかにございますか。

木澤委員。 生活応援券ですけども、今までと同じような配分で今回もつくってこれるんですかね。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 令和2年度に実施させていただきましたクーポン券のほうと同様の割合となっております。昨年度実施させていただきました地域振興券につきましては、1,400円かける2枚ということでしたので、こちらにつきましては、限定券と共通券の割合は1対1.50%ずつとなっております。以上です。

木澤委員 クーポン券の時はどういう割合でしてくれてましたか。そしてどんだけ使っていたかという率は、比べるとどうだったんでしょうか。

都市創生課長 利用率につきましては、クーポン券につきまして共通の利用率が令和2年度が2回実施しておりまして、1回目につきましては、共通券が91.62%、限定券につきましては80.03%、若干低かったんですが、2回目、令和2年度の2回目につきましては、共通券が98.41%、限定券が92.41%ということで少し上がっておりまして、この辺りは認知していただけているのかなと感じております。なお、令和3年度の地域振興券につきましては、共通券が98.16%、限定券が90.61%となっております。

木澤委員 その3回とも共通券と限定券の配分というのは50%。

都市創生課長 令和3年度に実施させていただきました地域振興券につきましては50%ずつの配分となっております。令和2年度のクーポン券の発行事業につきましては、今回の配分と同様に、共通券が6割、限定券が4割となっております。

木澤委員 さっき報告いただいた、2回目が一番利用率良かったんですかね、それと同

じ配分ということで理解していいんですか。

都市創生 限定券の利用率につきましては、令和2年度の2回目が一番利用率が高いと  
課長 いうことになっておりまして、その割合と今回は同様となっております。

委員長 ほかにございますか。  
齋藤委員。

齋藤委員 聞き逃したかわかりませんが、これは告知は7月の広報でされるんでは  
ょうか。それともいつぐらいを目途にされるのか教えてもらえますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 こちらの周知につきましては、現在のところ8月1日号の広報で考えており  
課長 ます。利用につきましては、8月下旬、ちょうど盆明けぐらいからと考えてい  
るところでございます。

齋藤委員 発送はいつぐらいを目途にされるのでしょうか。

都市創生 広報周知後の8月上旬を予定しております。

課長

委員長 ほかにございますか。  
中川委員。

中川委員 この券の配布と同時にあれかな、参加店舗の案内もしてもらえるのかな。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 参加店舗等の募集につきましては、今回この6月議会で議決を賜ったのち、  
課長 できるだけ早期にしたいと考えております。

中川委員 募集して決定した店舗をどの店で使えますよと、すべての店舗で使えると書いてあるけど、それも一緒に券と一緒にお店で使えますよと案内もしていただけるんですかって。

都市創生課長 チケットと同時に、その参加店舗がわかるチラシを同封させていただきたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 議案第28号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認いたします。

次に、(2)農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選について、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、(2)農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選についてご説明させていただきます。資料2をお願いいたします。

最初に、1. 概要についてでございます。現在の斑鳩町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期が、令和5年7月19日で満了となり、次期の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を任命するため、所要の手続きをすすめるものであります。

それでは、2. 委員定数、任期についてご説明させていただきます。まず、(1)委員定数でございます。委員定数につきましては、斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例により農業委員会委員は14名、農地利用最適化推進委員は4名と定められております。(2)任期についてでございますが、農業委員会委員の任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項により委員の任期は3年となっており、今回の改選では、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの任期となります。

農地利用最適化推進委員の任期は、同じく農業委員会等に関する法律第20条第1項により農業委員会委員の任期満了の日まで在任するとなっており、令和5年7月20日の第1回の農業委員会総会において委員の議決を行い、その後の委嘱式から令和8年7月19日までの任期となります。

次に、3. 農業委員会委員の選出方法についてでございますが、(1) 農業委員会委員につきましては、町議会の同意を要件とする町長の任命制、農業委員会等に関する法律にて、委員の過半を原則として認定農業者とすることや、農業者以外で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れること、女性、青年も積極的に登用することなどが規定されております。また、委員を募集し、応募者が定数を超過した場合には、斑鳩町農業委員候補者評価委員会において、評価項目により採点を行います。評価委員会における評価結果をもとに委員を決定いたします。町議会に対し、農業委員会委員の任命に同意を求める議案を提出し町議会において同意後、任命式を行い委員を任命することとなっております。

次に、農地利用最適化推進委員の選出方法でございます。資料2ページをご覧ください。農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされており、農地利用最適化推進委員は、各自の担当区域を定め、新たに担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進のための活動を行うこととしております。斑鳩町におきまして、町内を2地区に分け1地区を龍田地区、2地区を法隆寺地区、富郷地区の2地区に分け各地区に2名の農地利用最適化推進委員を置いております。農業委員会委員との兼任はできず、各地区の応募者が定数を超過した場合には、斑鳩町農地利用最適化推進員評価委員会において、評価項目により採点を行います。評価委員会における評価結果をもとに委員を決定いたします。

次に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員の選任フローをご覧ください。農業委員の選任の流れは、町長が推薦、公募、評価基準の情報を整理し公表し、候補者が定数を超えた場合は評価委員会で審議し町長へ報告いたします。その後、町議会の同意を得て町長が任命するという流れになります。

一方、農地利用最適化推進委員の選任の流れは、農業委員会が推薦、公募、

評価基準等の整理を公表し、候補者が定数を超えた場合は、評価委員会で審議し農業委員会へ報告いたします。その後、農業委員会の議決を経て委嘱するという流れとなります。

資料の3ページをご覧ください。4. 今後のスケジュールについてであります。農業委員会委員から説明させていただきます。令和5年1月で募集要項や評価基準等を公表し委員を公募してまいります。令和5年2月に応募者が定数を超過した場合、評価委員会を開催し候補者の評価を行い、令和5年3月に委員選任に対し3月町議会へ同意案件として上程を予定しております。令和5年7月20日任命式において、町長より新たな農業委員を任命いたします。

次に、農地利用最適化推進委員についてでございます。令和5年1月に農業委員と一緒に公募を行います。その後、農業委員の任命後、第1回目の農業委員会総会で、承認を経て任命式において農業委員会により委嘱いたします。

なお、応募人数が定数に達しない場合は再応募を行う必要がありますので、本日説明いたしましたスケジュールに若干の変更が生じる場合がございますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

以上、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員任期満了に伴う改選についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
溝部委員。

溝部委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、定員に満たなかった場合はまた再募集とおっしゃったと思うんですけども、それでも応募が来なかったりとかしたら、そういった場合はどうなるんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 基本的に定数に満たなかった場合は、当然募集している町から、いろんな方に呼び掛けを行いながら、定数に達するように努力しなければならないと考えておりますので、そういったところで呼び掛け等の努力をしてまいりたいと考

えております。

溝部委員 わかりました。あと、この中で女性や青年も積極的に登用ということが規定されているとあるんですけど、これは特段何かそういった配慮みたいなものがあるってということですか。

建設農林  
課長 一応、農業委員さんにつきましては、年齢、性別に偏らないように、年輩の方が多ければ若い方もたくさん登用する、男性が多ければ女性もたくさん登用するというようにという国からの方針が示されておりますことから、応募の中で偏りが無いような、例えば候補者選考委員会の中でのそうした若い方、女性の方が少なければ女性の方に点数が配分するような形での検討を考えていきたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。  
木澤委員。

木澤委員 推進委員さんのほうですけども、これ2地区で2名ずつとなっておりますけども、超えた場合はあれまたするでしょうけども、片方で3人でもう片方で1人という状況になったときなんかどうするんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林  
課長 最適化推進委員につきましては、その地区ごとの募集となっておりますので、その地区に土地勘があるとか、そういったところでその地区を応募されている方ということで認識しておりますので、例えば1地区がオーバーして2地区が少なくても、2地区についての知識がない可能性が当然ありますことから、前回につきましても、そういった同様のケースがあったんですが、1地区の3名については評価委員会で決めさせていただきました。2地区の足りない分につきましては、再募集を行ったというところでございます。

委員長

ほかにございますか。

( な し )

委員長

次に、(3)斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、各課報告事項の3番目、斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、説明させていただきます。

本日、お配りしております資料3をお願いします。資料の1ページ、1. コミュニティバス実証運行期間の利用状況の、1の1、利用者数の比較についてであります。令和3年度は、令和2年4月から開始しました王寺駅への乗入れを継続し、運行を行っております。令和3年度の利用状況であります。令和2年度は、令和2年4月7日から5月25日まで、奈良県下に緊急事態宣言が発令されたことに伴う公共施設の臨時休館など、新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用者が少なかったことにより、令和3年度の4月と5月の2か月の利用者数は、対前年度1,799人、79%の大幅な増となりました。

令和3年度の1年間の利用者数は26,564人となり、対前年度3,826人、約17%の増となり、1日あたりの平均利用者数は、令和2年度は63.3人に対し、令和3年度は74.0人に増加しております。

次に、2ページをお願いします。1の2、月別利用者数の比較であります。青色の令和3年度では、利用者数が最も多い月が、11月の1日あたり80.4人、最も少ない月が5月の1日あたり65.0人となっております。

次に、1の3、曜日別利用者数の比較であります。令和2年度、令和3年度とも、概ね同じ傾向であり、火曜日と金曜日の利用者が多く、日曜日の利用者が少ない結果となっております。

3ページをお願いします。1の4、王寺駅の乗降客数であります。令和3年度の1年間で、王寺駅からの乗降客数は、表の右下のあたりの集計欄のところでございますが、乗車数が4,841人で月平均403.4人、降車客数が6,007人で月平均500.6人、乗車客数と降車客数の合計は10,848



8人で、月平均904人となっております。

次に、4ページをお願いします。1の5、王寺駅乗入れに伴う奈良交通への負担金であります。ページ下の表でございますが、令和3年度における王寺駅乗入れに伴う奈良交通への負担金の合計は202万2,880円で、利用人数は1年間で10,687人となっております。次に、5ページをお願いします。

1の6、バス停別利用者数の比較であります。このページでございます2つの表は、乗車または降車する利用者が多いバス停を、それぞれ上位10番目まで抽出したものでございます。令和2年度、3年度ともに、乗車、降車について、王寺駅が最も利用者が多くなっております。

次に、6ページをお願いします。1の7、バス停別乗車、降車数の比較であります。令和3年度の乗車、降車数の多いバス停を順番に並べ、令和2年度と比較して、整理しております。次に、7ページをお願いします。1の8、料金支払い方法として、運賃収入における現金、ICカード、回数券、1日フリー券のそれぞれの割合を表したものでありまして、現金での支払いが最も多く、次にICカードでの支払いが多くなっております。

以上、斑鳩町コミュニティバスの利用状況についてのご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 令和2年度に比べたら3年度持ち直したということですがけれども、その前です、ね、もともと2台あったのが1台に減らしてタクシー券をとということで町の施策として取り組んできましたけど、その時から、いきいきの里のお風呂に行く便が少なくなったという声がずっとありまして、この間、コロナだったからあんまり行けてないかもしれせんけども、この数字見てると増えてきているなというところで、ただ、今、バス2台に増やせるんかといったらなかなかそうはならないんですけども、その辺の対策が何かできないかなと思ってるんですけど、そういう声というのが町のほうに来ているかどうかわかりますかね。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 ダイヤが変わった当初につきましては、行きにくくなったという声というのは届いておりましたが、現在のところそういった声というのは今のところは聞いていないところでございます。以上です。

木澤委員 また今後コロナがどうなっていくのかわかりませんが、通常、日常生活戻っていく中で、利用される方も増えていくと思ひまして、そういう声ですね、いきいきのお風呂の担当課また別になりますんで、連携してというふうに思ひんですけども、タクシー券の方が皆いっぱい使ってない方が多いかなと思ひますんで、ちょっとそういうご案内とかを、そういう声があった際にできないかなと、なんだかやっぱり過去にはよう利用してくれてはった方が、バスの便が減ったことによって利用できなくなっているようであれば、やっぱりなんらかの対策があるかなと思ひますんで、その辺も今後注意してまた町民さんの声聞いていただきたいと思ひますんで、お願いしておきます。

委員長 ほかにございますか。

中川委員。

中川委員 この表見せてもらったら、だいたい実人数っていうのかな、28,300人ほどかな、のうちの70人から80人の人だけが利用しているように見えるねんけども、そういう見方でおうてんのかな。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 実人数につきましては、把握できてないところですが、昨年度アンケートを実施しておひまして、週何回利用するかというので、確認したところから推計しますと、月の実利用者数というのは530人程度と把握しているところでございます。

中川委員 斑鳩町の人で530人が利用したっていうことでええねんな。

都市創生 ひと月あたりの利用者についてはそのとおりでございます。

課長

中川委員 ひと月あたりのというのはややこしいねんけど、どういう意味なん。

都市創生 ひと月あたりといいますのは、ひと月あたりの令和3年度の延べ利用者数が  
課長 1,853人ございまして、その方の平均を取りますと、おおよそ週2〜3  
回少し利用しておりますので、それで割戻しまして、1,853人の方が3回  
利用していると考えまして、実人数につきましては、530人程度ではないか  
という推計を出しているところでございます。

委員長 加藤副町長。

副町長 今は、利用者数からのアンケートであくまでも推計ということで計算してお  
りますので、実際の数字とどうかというのはあまり比較できるものではないか  
なと思います。あと実際、利用者数がある程度把握していくとなると、全住民  
さんのサンプルを全体的に広くとって、そこで利用者の状況を聞いていくとか  
しないと、1年間あたりの利用者というのは、そういう形にしなければ推計  
でないと思いますので、ちょっと今の内容についてはあくまでも計算上の数字  
ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 伴議長。

議 長 コロナが明けてきたときに、一度コミュニティバスどれぐらいの方が住民さ  
んに利用していただいているか、いっぺんしとかなあかんことやと思います。  
非常に大事なことやと思います。そういう機会をいいタイミングの時にとって  
いただければと思います、以上です。

委員長

ほかにごさいませんか。

( な し )

委員長

次に、(4) 地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の採択結果について、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生  
課長

それでは、各課報告事項の4番目、地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の採択結果について、ご報告させていただきます。

本事業は、世界文化遺産都市が行う、情報発信、普及啓発事業などに対する文化庁の補助金制度でございまして、補助率は原則100%となっております。なお、補助採択を受けております計画期間につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間となっております。今年度が最終年度となっております。また、本事業の補助対象者は、地域の文化遺産または世界文化遺産の構成資産の所有者、保護団体などによって構成される実行委員会等となっております。市町村で直接受けることができないこととなっております。

このことから、当町では、法隆寺、斑鳩町、斑鳩町教育委員会、斑鳩町文化振興財団等により構成する世界文化遺産地域連携会議・斑鳩プロジェクトチームが事業実施主体となっております。本年1月に、文化庁への補助要望を行い、4月1日付けで、国から採択結果の通知がありましたので、資料にもとづきまして、その採択結果についてご報告いたします。

資料4をお願いいたします。資料のとおり、4事業、事業費では416万7千円を要望しておりましたが、1番目と2番目の2事業分348万4千円のみが採択されまして、3番と4番の2事業は不採択となっております。採択されましたのは、1番の奈良・斑鳩里めぐりMAPの作成、ホームページの掲載、2番の東京・斑鳩リレーセミナーの開催の2事業でございまして。その他の事業概要は資料のとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

以上、地域文化財総合活用推進事業(世界文化遺産)の採択結果についてのご報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
齋藤委員。

齋藤委員 不採択となった3番、4番というのは、これは実施しないということでしょうか、それとも町の予算でやるということでしたでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 3番目の欧米観光見本市等への出展につきましては、補助不採択の理由が、  
課長 観光PRという性質が強く、一般への波及効果が不明であるということでござ  
いまして、一過性のイベントというご指摘を受けておりまして、こちらにつき  
ましては実施しないということと考えております。なお、4番の巻物型パンフ  
レットの増刷につきましては、当初の5年間の計画で載っているものでして、  
増刷ということの不採択となっているものでして、こちらにつきましては、町  
単独の予算で実施させていただきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5)令和3年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告につい  
て、理事者の報告を求めます。 福居都市創生課長。

都市創生 それでは、各課報告事項の5番目、令和3年度斑鳩町文化振興センター指定  
課長 管理者事業報告についてご説明申しあげます。

資料5をお願いします。斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団  
法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。

斑鳩町文化振興財団の令和3年度の事業報告については、本会議初日に報告  
させていただいたところでございますが、本日は、指定管理者の事業報告につ  
いてご説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの施設管理運営費についてであります。まず、1の収入の部といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、また、令和3年度では、その他収入として、新型コロナウイルス感染症にかかる支援金等として、町からの文化振興センター設備維持支援金400万円、さらには、文化施設の感染症防止対策事業にかかる国庫補助金29万9千円のあわせて計429万9千円、収入合計は1億1,100万2,259円となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、使用料収入につきましては、新型コロナウイルス感染症による施設利用制限が令和3年12月27日をもって、解除されたことなどから、対前年度比354万9,471円約39%の増となっております。

次に、2の支出の部であります。支出合計は、対前年度145万4,814円増の1億911万9,913円となっております。令和3年度では、施設が安心、安全に利用できるよう、エレベーターの抗菌作業などの増による委託料の増加、また施設の利用件数が増加したことに伴います、燃料費や光熱水費の増加などによりまして、委託料と事務費と光熱水費を合わせまして、対前年度349万7,843円の増となっております。

最後に、3の収支差額につきましては188万2,346円となっております、この指定管理料収益額につきましては、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。次に、裏面、2ページをお願いいたします。こちらは、斑鳩町文化振興財団にかかる収支計算書、前年度比較であり、また、3ページには自主文化事業及び友の会会員数の推移をお示しさせていただいておりますが、議会初日の文化振興財団事業報告と内容が重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。

以上、令和3年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 1. 収入で140万円増えて、2. 支出の消費税が42万5千円減っている

けど、収入は増えているけど、消費税は減るって、これどういう形でこういうことになるのか教えといてもらえますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 消費税につきましては、課税がかかる収益事業の収入のほうが増えたということでございます。以上でございます。

中川委員 2ページ目の補助金、590万円ほどマイナスになっているけど、これは町のほうの補助金なの、どっからの補助金やろ。

都市創生課長 令和2年度につきましては、設備維持支援金として町から1千万円の補正予算がございまして、昨年度は、令和3年度につきましては400万円となっておりますので、その差が主なものとなっております。以上です。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 次に、(6)令和3年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。  
福居都市創生課長。

都市創生課長 それでは、各課報告事項の6番目、令和3年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告についてご説明させていただきます。

資料6をお願いします。はじめに、1ページの3. 管理業務の実施状況と利用状況についてであります。まず、(1)管理についてですが、一般社団法人斑鳩町観光協会が指定管理者として当該施設の運営管理を行っております。観光案内所につきましては、6名のローテーションを組み、新型コロナウイルス

感染症の感染防止対策を講じながら衛生環境の向上に加えまして、安全安心な受け入れ体制を整備し、円滑かつ的確な案内、誘導を行っております。また、三井観光自動車駐車場につきましては、防犯カメラの設置による防犯対策の強化に加えまして、日々の清掃や除草を行い、適正な管理を行っております。

次に、(2) 運営についてであります。観光案内所につきましては、JR法隆寺駅案内所との連携に努め、町内、県内等の観光情報、行事等の情報発信はもとより、公共交通機関の運行状況に関する情報把握など、細やかな対応を行っております。三井観光自動車駐車場については、法輪寺との情報共有を図り、日々対応していただいております。

次に、(3) 利用状況についてであります。資料の2ページをお願いいたします。斑鳩の里観光案内所の利用状況についてであります。令和3年度の入場者数は43,876人で、前年度比で約26%の増加となっております。また、法隆寺iセンターの2階にあります多目的ホールの利用回数は119回で、前年度比で約29%の増加となっており、利用料につきましても、7万2,500円で、前年度比で約65%の増加となっております。続きまして、3ページをお願いいたします。指定管理事業にかかる収支についてであります。1の収入の部といたしましては、指定管理料、iセンター利用料等で、合計1,921万9,131円で、2の支出の部につきましては、iセンター及び観光自動車駐車場を合わせて、合計1,889万9,559円となっており、収支差額は31万9,572円となっております。なお、収支差額につきましては、補助金事業へ充当し、精算を行っております。

以上、令和3年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員

さきほどの斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告書は、令和2年度、令和3年度と比較できるように、見やすいように作ってくれてあるやんな。こ



の斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告は令和3年度分だけやねん、同じ課で資料を作ってくれているんやけど、なんでこない違うねんやろ。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 資料等違いがありまして、申し訳ございません。こちらにつきましては、もとなる資料が各指定管理者から出てきたものを基礎としておるものでございまして、従来これまで同様のことをしていたのですが、来年度以降につきましては、同様の様式で、前年度と比較できるような、内容を変更するように検討したいと考えております。以上でございます。

委員長 ほかにございますか。  
伴議長。

議長 三井の観光駐車場のトイレですけれども、よく使わせてもらってます。そこで、いつも、屋外のトイレ、ものすごく綺麗です。いつ使わせてもらっても綺麗なんですわ。この費用の3ページ見ると、委託に出てるのかな、それともボランティアの方がしてくれているのかな、トイレの清掃っていうのはどのような形になっているのか、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 トイレの清掃につきましては、3ページの下から4段目、委託料のところでございます。シルバー人材センターに委託して清掃管理しているところでございます。以上です。

議長 同じようにシルバーさんにトイレの清掃等とか委託されている、町の他の施設はあるのですか。非常にいつも綺麗にしてくれてはるので、知りたいんですけども。わかれば教えてください。

都市創生課長 当課で所管しているところでいいますと、上宮遺跡公園につきましては、シルバー人材センターに委託しているところでございます。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林課長 いかるが溜池のトイレにつきましても、シルバー人材センターで清掃のほうしていただいております。

委員長 ほかにございますか。

( な し )

委員長 次に、(7)水道料金不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。  
岡村上下水道課長。

上下水道課長 それでは、各課報告事項(7)令和3年度水道料金不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料7をお願いいたします。本報告につきましては、民法の規定に基づいて、令和3年度において水道料金の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものであります。

(1) 令和3年度不納欠損処分事由別内訳でございますが、令和3年度では、令和4年3月31日付で民法の規定に基づき、徴収することができなくなった水道料金について、水道使用者実人数で7人、66,355円の不納欠損処分を行いました。不納欠損とした事由でございますが、民法第173条第1号の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生した時から納入の督促、催告や給水停止を行ってまいりましたが、納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものであります。

次に、(2) 令和3年度不納欠損処分年度別内訳でございます。今回、不納欠損いたしました年度別の水道使用者と水道料金の内訳を示しております。時効が到来したものを年度末に一括で処理していることから、対象年度は平成3

0年度から令和元年度分となっております。

次に、資料の裏面でございます。（3）不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の不納欠損処分を行った水道使用者の実人数と料金の推移をお示しております。水道料金の不納欠損処分につきましては、水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、令和3年度水道料金不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 税法は消滅時効5年かな。こういう民法でいうたら消滅時効は3年ですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 民法の規定になる訳ですが、民法の一部を改正する法律で、令和2年4月1日から、この債権については、新法が適用されまして、5年と今はなっております。しかし、それ以前の契約につきましては、旧法の2年という適用でございますので、今回は2年の適用となっております。

中川委員 今回は2年で消滅時効ということやけど、2年間、分納誓約とったらそれから2年間とか、何か話してそこから2年、そこから2年といきますやろ、この2年間なんにも無しで2年間とおりに過ぎたいことかな。この6件は。

上下水道課長 不納欠損の状況ですが、今回の件数のうち1件につきましては、死亡されたということでございまして、そのほかは、1人破産といったこともございまして。そのほかの事案につきましては、この状況で滞納がございましてから、催告状とか送りまして、それでも納付の状況が確認されないといったことがございましたところは、住基の関係で調べさせていただいて、そちらのほうで、まず住所がわかりました部分につきましては、再度、督促状等を送って対応をし

ます。また、共同住宅というのが短期で入居されているのが多いので、そちらにつきましては、一部教えていただける場合は、管理会社等にお聞きして、契約が継続しているかといったことも調べましたのち、納付を待つといった状況でございますが、それ以上のことは今現在、対応はしていないところです。

中川委員 結局、ひとり破産で、ひとり死亡で、あとの4名は住所がわからない、居場所がわからない、ということでもいいのかな。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時09分 休憩 )

( 午前10時10分 再開 )

委員長 再開します。 加藤副町長。

副町長 説明のほうで、ただいま欠損の中身を説明させていただきました死亡ですとか破産、あと行方不明等でございます。今回こういった形で、時効といったかたちで表記をさせていただいておりますけれども、税法等を比較させていただきますと、一般的には不納欠損、即時欠損に該当する時効でございますので、次回以降、改めて、表記の仕方については整理をさせていただきいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長 ほかにございますか。

木澤委員。

木澤委員 今の中川委員の質問で、ここにはらへん方の不納欠損ということですがけれども、これ、いてはって、住んではって、逆に。滞納が発生したとって給水停止をすると、さっき言っはったみたいに生きていかれへんという状況があるかと思うんですけれども、そういう方に対しては、町はどういう対応をしてはるんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 ただいまの質問でございますが、給水停止する前に、まず当然滞納があれば、報告させていただくなかで、いったん給水停止といったことをさせていただくという通知をするんですが、そちらのなかで連絡等がほとんどの場合ございまして、そのなかで振り込んでいただくとか、お金の支払い方法を確認したなかで開栓しているといったところなので、そのまま住んでいて開栓しないと  
課長 いったケースは最近では、確認はできていないところでございます。

木澤委員 お金があつて払わない人、払っていただいて、そういう状況はないというのはわかりましたけれども、当然、町のほうで、ほんまに払えない人、生活保護等につないであげたりとか、そういう対応は当然していただいていると思うんですけれども、そこはそういうことで理解しておいてよろしいですか。

上下水道 そのとおりでございます。

課長

委員長 ほかにございませんね。

( な し )

委員長 次に、(8)下水道使用料不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 岡村上下水道課長。

上下水道 それでは、各課報告事項(8)令和3年度下水道使用料不納欠損処分について、ご報告させていただきます。

課長

資料8をご覧ください。本報告につきましては、地方自治法の規定に基づいて、令和3年度において下水道使用料の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものでございます。

(1) 令和3年度不納欠損処分事由別内訳でございますが、全体では6人、

金額で1万5,676円の不納欠損処分を行いました。不納欠損処分とした事由でございますが、地方自治法第236条第1項の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しまして、滞納が発生した時から納入の督促を行ってまいりましたが、納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございます。

(2) 令和3年度不納欠損処分年度別内訳でございますが、今回、不納欠損しました年度別の納入義務者数と下水道使用料の内訳を示しております。対象年度は平成27年度となっております。

次に、資料の裏面でございます。(3) 不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の不納欠損処分を行った納入義務者の実人数と料金の推移をお示しております。下水道使用料の不納欠損処分につきましては、下水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、令和3年度下水道使用料不納欠損処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 さっき、水道が7名やな、そして今6名やんか、これ大半の人が重なっているのかな。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 今回は年数が違いますので、ただ過去の欠損分のなかで、当該人は欠損処分しているということでございます。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 下水と水道の、2年と5年という差があるので、今、年度が違うというので対象者が違うということですが、今の下水道は5年ですので、過去の2

年で上水道のほうは欠損されるというような状況でございます。

中川委員 さっきのこの7名の人と6名の方は全然別の人というのでええねやね。この6名の方はどんな状況でこんな消滅になっているの。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 不納欠損の状況でございますが、こちらにつきましては、水道の処理ですね、水道のほうで30年度に水道の不納欠損をしておりますことから、給水停止をしておりますことから、そちらについて消滅したものから3年経過したものを不納欠損処分としております。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 この方6名につきましては、行方が把握できていないと、確認したらおられないということでございます。

委員長 ほかにございますか。

木澤委員。

木澤委員 今課長、説明のなかで給水停止をしてからというふうにおっしゃいましたけれども、下水道の給水停止ってどういうことなんでしょう。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 すみません。少し、説明があいだ飛びまして、水道の給水停止を行ってから進めているといったことでございます。下水の給水停止ではございません。

木澤委員 メーターは水道のメーターで、料金はそれからカウントしていますけれども、これ、一緒に請求は行くんでしょうけれども、上水のほうは払って、下水

のほうは払わないっていうのは当然いらっしゃると思うんですけども、下水のほうを払わない方も水道を止めるのですか。

上下水道  
課長 現在はそのような方はおられないので、そちらの対応については今までしたことがございません。以上です。

木澤委員 水道は、別々ということではなくて、どっちも払ってるいただいているか、どっちも払っていただけない方のみということでしょうかね。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 下水道の徴収事務につきましては、水道に委託して、上水道で一括して行っている状況でございまして、おっしゃるとおり、課長がもうしました、水道の料金を払っていないイコール下水も一緒に払われないという方がほとんどでございまして、下水道だけを払わないという方は今までおられなかったもので、併せて滞納されている方について、水道でまずは徴収の催告等を行っているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(9)水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。  
岡村上下水道課長。

上下水道  
課長 それでは、各課報告事項、(9)水道事業の県域一体化について、ご報告させていただきます。水道事業の県域一体化につきまして、去る令和4年6月6日、ホテルリガーレ春日野におきまして、第3回奈良県広域水道企業団設立準備協議会が開催され、主な案件といたしましては、奈良市から提示された論点について協議会として議論をする検討部会を設置する件及び企業団設立後にお



ける経営方針の意思決定プロセス等について、協議会の中に検討部会を設置する件について、提案と説明がございました。

資料9をご覧ください。初めに、資料1ページをご覧ください。2ページと合わせての説明となります。奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約の一部改正についてでございます。協議会構成団体であります川西町、三宅町、田原本町により設立された、磯城郡水道企業団の事業開始に伴う、協議構成団体の名称を一部改正するものや、構成団体の組織改編に伴う、幹事会構成員の名称を一部改正するものでございます。

次に3ページをご覧ください。奈良市提示論点の検討についてでございますが、県域水道一体化について、奈良市から提示された論点について、協議会として議論する場の設置について提案され、構成員の案や当面のスケジュール案等が示されました。構成員につきまして、出席者から、町村の参加が少ないとの意見があり、地域等を考慮したなかで、最大3町村を追加する案が提案され承認されたところでございます。

次に4ページをお願いします。意思決定プロセス等の検討についてでございます。第2回協議会において、企業団の意思決定に市町村の意見がどう反映されるのか検討が必要といった意見等が出ましたことから、基本計画案に反映できるよう協議会の中に新たに検討部会を立ち上げ、集中的に検討議論を行っていく旨の提案でございますが、先ほどの、奈良市の論点検討部会と合わせて、ひとつの部会としてはどうかといった意見もございましたが、協議内容が違ふといったことから、別の部会として設置することで承認され、構成員につきましては、早急に事務局で検討し協議会に諮る旨の説明がございました。

次の5ページについては、意思決定プロセスにおけるその先行団体の事例が示されております。最後に6ページをお願いします。今後のスケジュールです。令和4年度では、現在から10月末までの間で検討部会等により調整が進められ、11月頃には基本計画（案）、基本協定（案）が示され、令和5年2月頃には基本計画が決定され、基本協定の締結、令和5年度で法定協議会への移行、企業団設立準備、令和6年度の企業団設立、令和7年度からは企業団による事業開始を目指して進めていく予定であることについて説明があったところであります。それぞれの議案につきまして、若干の意見はございましたが、

会長から本日承認された内容につきまして、早急に事務局で整理して進めることについて意見を聞かれましたが、異議はなかったところでございます。

以上、簡単ではございますが、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 以前の委員会で、いくつか聞いたと思うんですけども、まずひとつは首長の調印と議会の議決の順番がどうなるのかという点については、確認はいただけたのでしょうか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 今年度におきまして、法定協議会の設立に向けて進められているところでございます。予定としては、11月、2月に今説明しました準備協議会において、基本計画案、もしくは2月にはその決定、締結というスケジュールになってまいりますので、その時点で町として、まず判断をしていくと。そして、法定協議会に入るにあたって、3月議会において議会の議決をいただくというようなスケジュールで進めていくということになっているところでございます。

木澤委員 法定協議会に移行する際に、首長の調印がいるという話ですか。

都市建設部長 基本協定の締結がございまして、それは、町長での締結ということになってまいります。

木澤委員 そうした場合に、そこでもう調印してしまっているけれども、法定協議会移行して以降も議会の議決が否決された場合には、離脱というかたちになるのでしょうか。

都市建設  
部長 離脱になるかどうかという運びについては、今まだはっきり明言できないところではございますけれども、まずは基本協定の締結ですので、基本協定についての議論であるというふうに認識しているところでございます。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、議会の議決の関係を述べられている分で、法定協議会の設立ですので、議会のほうへは協議会規約を議決として上程させていただくこととなりますので、そういった場合は構成市町村がすべて入った状態での規約になると思いますので、ひとつが否決されますと全体が規約成立しないという状況がまず発生するのかなと思いますので、離脱うんぬんというのはその後のお話で、なってくるのかなと思います。まずはそこで否決されると、すべて市町村が同じ規約をあげて上程しますので、それ自体が全部有効性を発生しないとなってくると思います。

木澤委員 私、聞いているのは、最終的にこれに参加するかしないかの時に、議会のほうの意志決定っていうんですかね、そちらを先に確認するべきではないのかなと。以前、あれ合併の時でしたかね、法定協議会立ち上げるのに、首長の調印が先にあって、その後に委員会の議決という順番やったけれども、その逆じゃないかなと思いましたので。これもちょっと、協議会の中でスケジュールについては確認いただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

それと、今、いろいろ一体化が前に進むと考えると、それぞれの市町村での管の更新の事業について、いろいろやり方が変わっているというか、要は一体化してしまったら、負債を抱えていてもそこは持ってくれるということで、管の更新をとにかく今のうちにやってしまえというところと。逆に、一体化したらそっちでやってくれるはというふうに考えても、そこまで言ってないけれども、とにかくもう、今、手をつけずに、置いておこうというところと、いろいろ話を聞くんです、よその自治体で。ただ、そうすると最初にシミュレーション組んでいても、後々にもともと組んでいたシミュレーションと違って、いやいや新たに負担が発生することになるんですということになりかねないかなと

いうふうに思いますし、前回、それぞれの管路の更新の状況ですね、各自治体がどういう状況になっているのか、そういう資料があるのか、そういう問い合わせをしてほしいとお願いしておりましたけれども、そこはどうでしょうか。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設  
部長 まず、シミュレーション、管の更新についての計画でございますけれども、まさに、今この準備協議会で議論されている、シミュレーションについての話がそこでございます。要は実績をみたシミュレーション、過去3年間で各市町村が行ってきた実績に応じたシミュレーションをたてるのがよいのか、本来すべきところの更新事業、要は管の老朽化も伴ってしていったらいいのか、そこを計画したシミュレーションをたてるのかによって、大きく歳出が異なってきますので、そこは議論されているところで、現在、準備室でされているシミュレーションは更新事業を行っていないところも、確実に行っていけるような財源を確保するシミュレーションでされておりますので、過去3年間でした実績よりも、かなり大きく、事業費としては大きくなっておりますので、そこが今、準備会のところでも議論されているところでございます。そして、各市町村の状況ですけれども、どこが老朽化して、老朽化率というのは、なかなか各市町村の考え、計画によって違いますので、そこは確認はできていない、できないところでございます。

木澤委員 今後、管路の更新のことも、どういうとらえ方をしていくのかということ、それによってもシミュレーションが変わってきますし、その自治体の今の水道の状態ですね、財政状況も全然変わってくると思いますので、それはしっかり見極めないといけないというふうに思いますけれども、スケジュール的にいうとそういう資料っていうのは、目途っていうのはたっているのですかね。いつぐらいで、どういう資料が出てきてっていうのは。

都市建設  
部長 その資料につきましては、一定、斑鳩町におきましても、斑鳩町のシミュレーションを立てて、企業団でした場合、給水費用の料金ですね、使用の料金が

こうなるというグラフを示させていただきましたように、各市町村の状況も棒グラフで示されておりますので、それによって判断をさせよう。各市町村が判断をするというような状況でございます。

木澤委員 さきほどの部長の説明だと、前に出していただいた資料と、今、新たにシミュレーションしなおしているという話ですから、数字が変わってくると思うんですけれども。

都市建設 部長 すみません、議論になっているのは、一部の市が3年間のなるべく使用料を抑えるような計画を立てて欲しいということで、今提案されておまして、県、もしくは準備企業団としましては、現在、各市町村が計画しているマックスの状況で、シミュレーションをたてたものを正とするというような状況で言われております。

木澤委員 そうしたら、現行のというか。今、変わっているところもありますけれども、もともと持ってはった市町村の計画をそのまま反映して出してるシミュレーションで、今後はシミュレーション的には変わらないと、それで判断してくださいという話ですね。

都市建設 部長 今、報告させていただきました、資料で奈良市提示論点の検討について、もしくは意思決定プロセス等の検討についてという作業部会が開催されますので、その中でもう一度、再度こういった議論が内部でもされるということでございまして、あくまでも、今企業団の準備室の協議会といたしましては、令和4年3月11日の委員会に提出いたしました資料にもとづいて各市町村が判断するというような状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。  
溝部委員。

溝部委員 さっきの3ページの奈良市から提示された論点についてというのは、どうい

ったものが出てくるかっていうのは今後出てくるものですかね。内容というの  
はもう決まっているものなのか、今後出てくるものなのか、どういったもので  
しょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 奈良県の論点でございますが、その論点の内容につきまして、報道等でも、  
課長 新聞等でも書かれてございますが、将来の投資規模と料金水準についてのこ  
とが1点でございます。次に、奈良県広域水道企業団の将来の料金水準試算につ  
いて、また試算するための協議会参加団体のデータ提供について、経営上の限  
界を超えた構造的要因、地理的条件などを抱える団体の累積欠損金等の企業団  
で賄うことについて、下水道事業を上水道事業と一体的に行っている市町村の  
下水道事業も県域で一体的運営を行うことについてという、4点について提示  
をされているところでございます。

こちらのほうにつきまして、今後、部会を設けまして議論をされていくとい  
ったことで聞いております。以上です。

溝部委員 ありがとうございます。それでその構成委員の中に、町長が割り当てが少な  
いから、3名ほど入れるとかいう話をしてはったと思うんですけど、それは奈  
良市から指名されるのか、それともこっちから立候補するのか、どんなかたち  
になるんですかね。

上下水道 先ほどの資料の3ページ、奈良市提示論点の検討についてで、構成員（案）  
課長 で、事務局から示されまして、まずこの市町村については決定いたしておいま  
す。ただ、その中でちょっと町村が少ないなといったところがあったので、早  
急に地域等、勘案して、あと3町村ほど最大増やしてはどうかといったところ  
でございます。今のことについては、事務局のほうで提案して早急に決めてい  
くということで、この前の会議でも確認されたところでございます。

溝部委員 斑鳩町が入りたいと言っても入れない、向こうから指名されるというかたち

になるんですね。

上下水道  
課長 基本的に指名ということでございますので、状況によりそういったこともござい  
ますが、基本的には今のところ、当町の参加のほうはないといったところ  
でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。  
福居都市創生課長。

都市創生  
課長 それでは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業における令和3年度  
の駐車場収支差額の納入についてご報告させていただきます。

先月の本委員会において報告いたしました、令和3年度の駐車場事業にかか  
る収支差額相当額300万4,105円につきまして、株式会社呉竹荘から5  
月23日付けで納入されたことを報告させていただきます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業についての報告といたし  
ます。よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員さんから質疑、ご意見等がありましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

( 午前10時42分 閉会 )